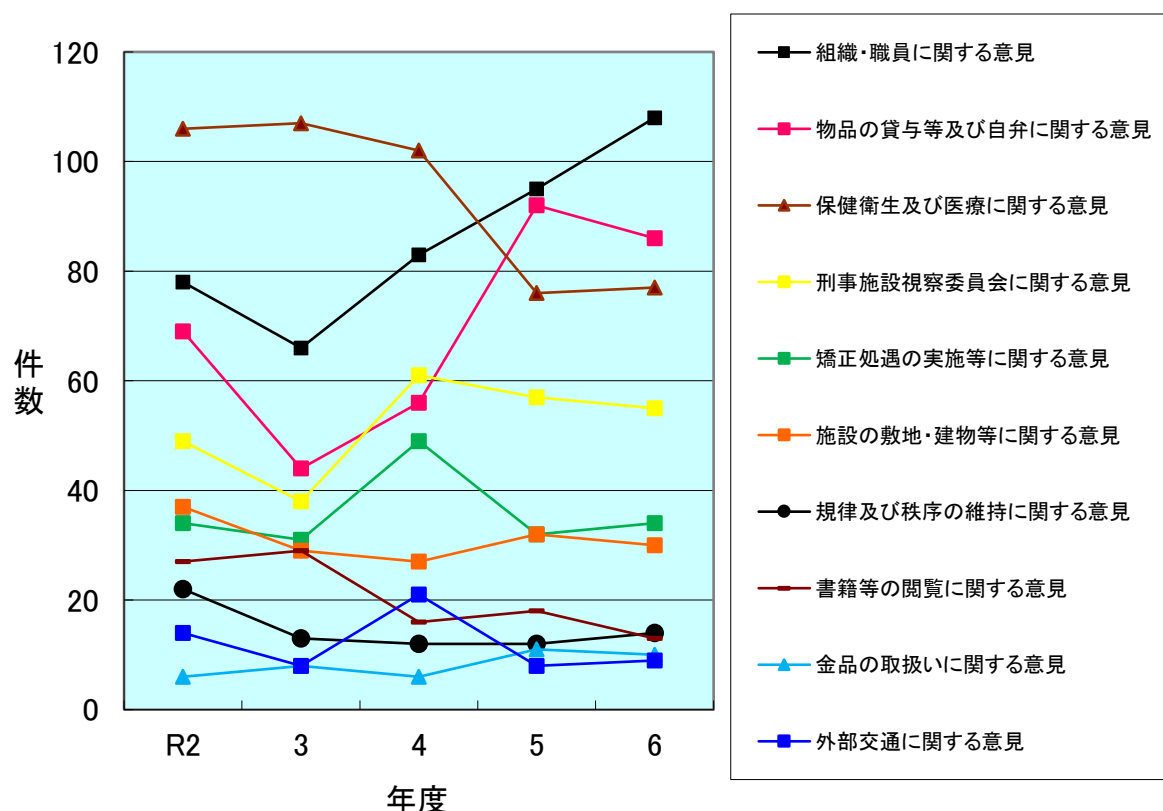


委員会の提出意見及び刑事施設の長が講じた措置等の概要について

委員会から提出された意見の総数は466件であり、それを受けて刑事施設の長が講じた措置などの概要は次のとおりである。

令和6年度は「組織・職員に関する意見」、「物品の貸与等及び自弁に関する意見」及び「保健衛生及び医療に関する意見」について特に意見が多かったことから、意見と講じた措置の例を掲載している。

【各項目に係る意見の件数の5年間の推移】



【意見と講じた措置の例】

- （意見）組織風土の改善のため、被収容者の呼称について、「さん付け」の徹底を要望する。
（措置）現在、被収容者の呼称について、「さん付け」を行っているところ、今後も研修や指導を継続し、徹底に努める。
- （意見）被収容者の食事について、物価高騰を理由とした品数の減少や品質の低下を生じさせることなく、引き続き食事の満足度の向上に配慮すること。
（措置）一食当たりの摂取カロリーを保持しつつ、品数の減少や品質の低下を招かない献立を工夫し、嗜好調査の結果を踏まえながら、食事に対する満足度の向上を図っていく。
- （意見）薬の処方や医療措置に当たり、十分な説明を行い、被収容者の理解を得るように努めてほしい。
（措置）引き続き、被収容者に対して丁寧に説明していく。

【各項目に係る意見の件数等】

1 組織・職員に関する意見 109件

職員の勤務姿勢及び職員に対する教育研修の充実などに関する意見が多く見られた。

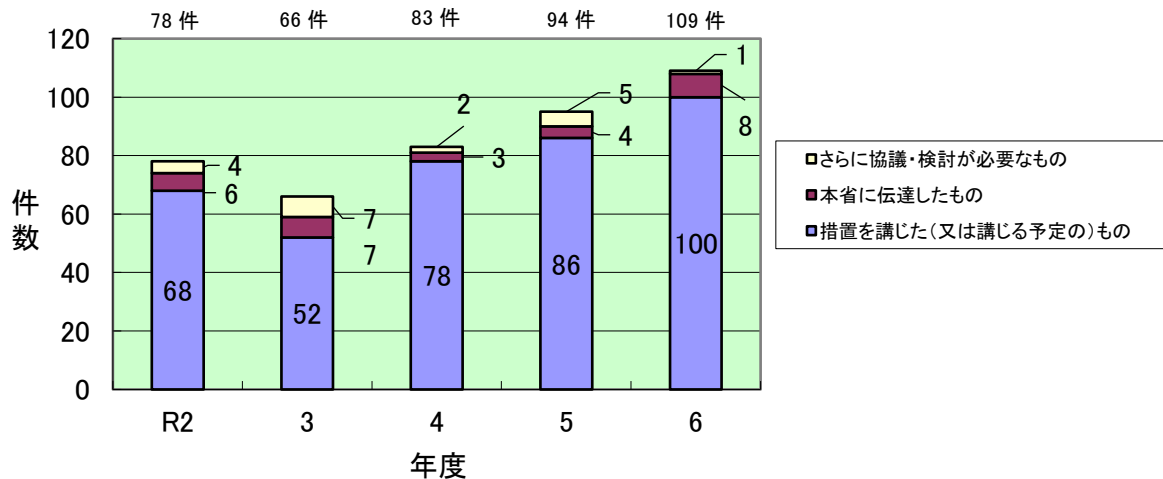
※ 意見の主な内容

職員の勤務姿勢に関するもの 47件

職員の教育研修に関するもの 27件

職員の待遇、執務環境に関するもの 17件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移



2 施設の敷地・建物等に関する意見 30件

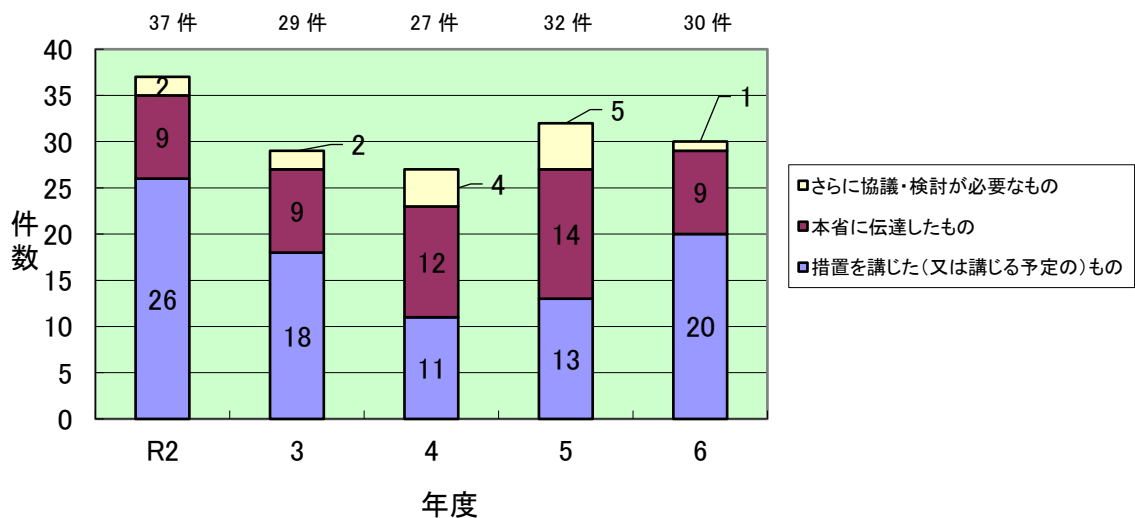
設備の設置などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

設備に関するもの 26件

敷地・建物に関するもの 3件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移



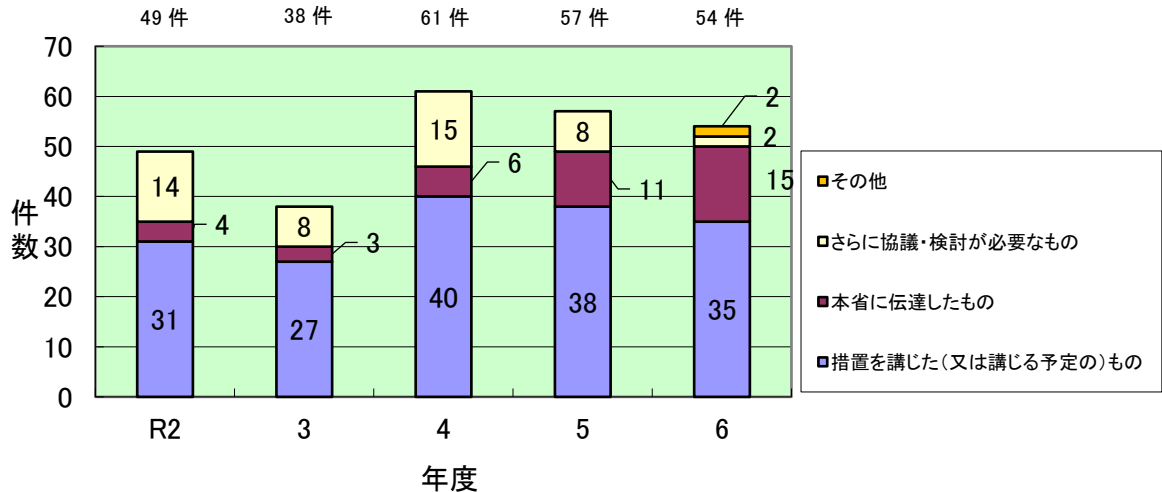
3 刑事施設視察委員会に関する意見 54件

刑事施設視察委員会の開催回数及び委員数の増加を求める意見が多く見られた。

※ 主な意見

委員会に対する情報の提供に関するもの	13件
委員の活動に関するもの	13件
組織に関するもの	11件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移



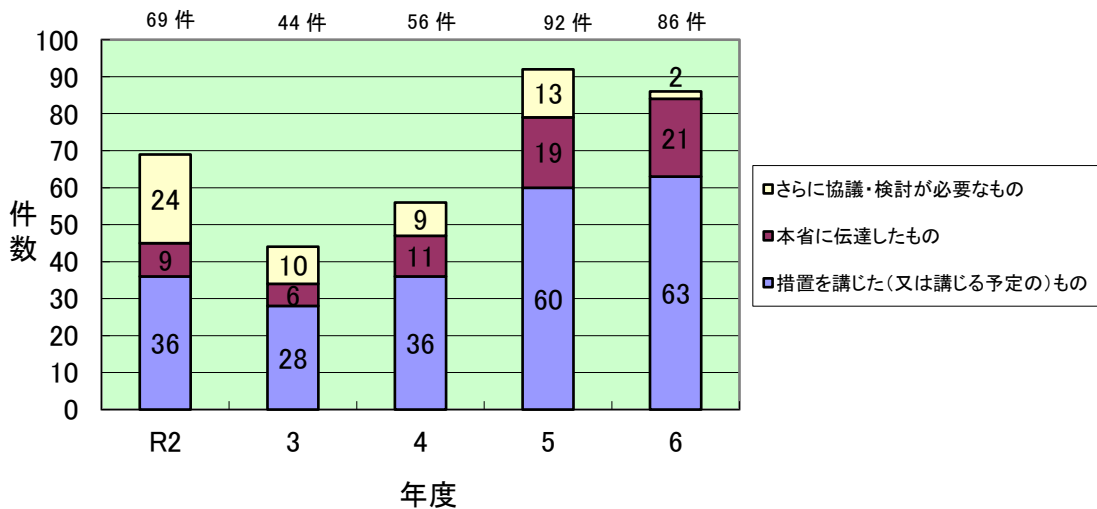
4 物品の貸与等及び自弁に関する意見 86件

被収容者に給与する食事や、被収容者が自弁することができる物品に関する意見が多く見られた。

※ 主な意見

自弁の物品に関するもの	44件
物品の貸与・支給に関するもの	37件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移

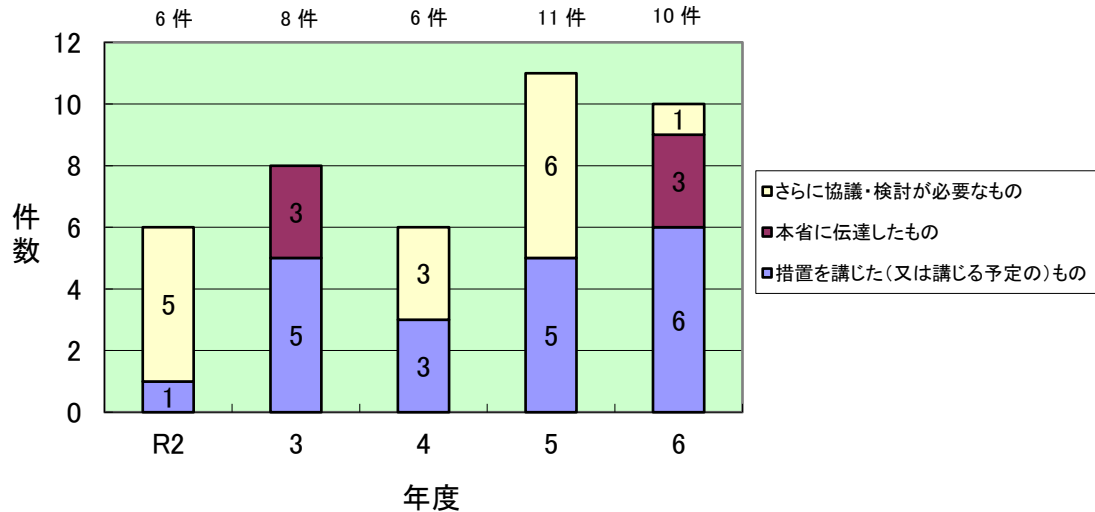


5 金品の取扱いに関する意見 10件
差入れに関する意見が多く見られた。

※ 主な意見

差入れ等に関する制限に関するもの	5件
領置金の使用に関するもの	1件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移

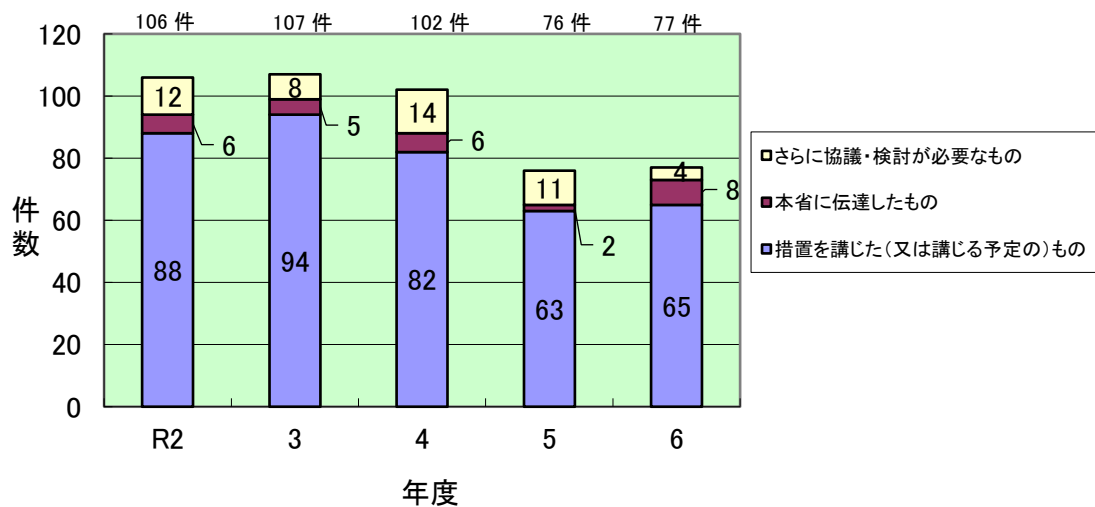


6 保健衛生及び医療に関する意見 77件
被収容者に対する医療の充実、熱中症対策に関する意見が多く見られた。

※ 主な意見

診療に関する意見	23件
入浴に関する意見	8件
運動に関する意見	7件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移



7 書籍等の閲覧に関する意見 13件

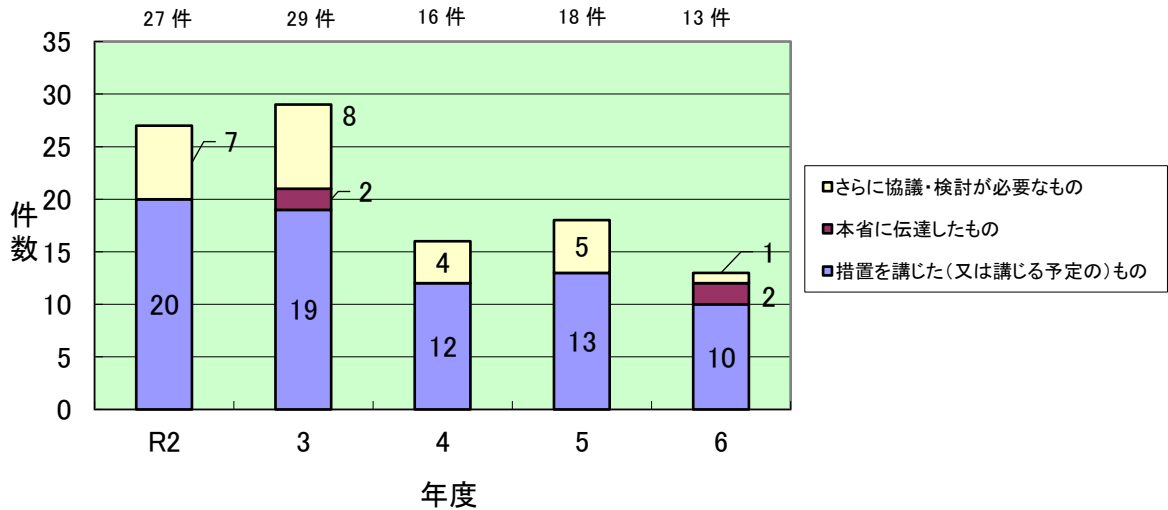
テレビ視聴の充実や備付書籍の充実に関する意見が多く見られた。

※ 主な意見

自弁の書籍等の閲覧に関するもの 5件

時事の報道に接する機会の付与に関するもの 3件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移



8 規律及び秩序の維持に関する意見 14件

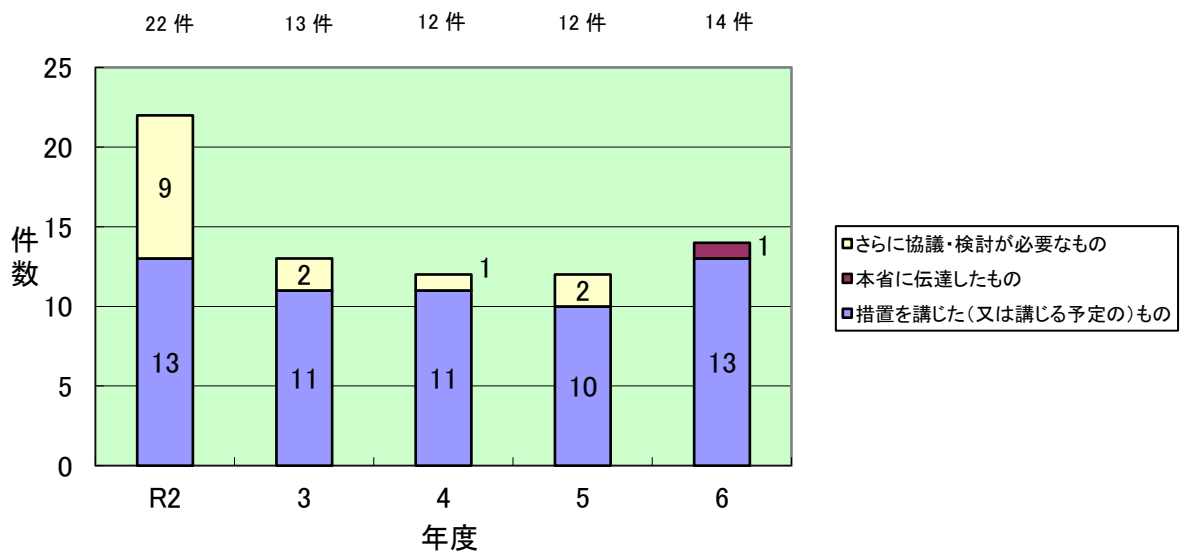
被収容者の動作規制に関する意見が多く見られた。

※ 主な意見

身体等の検査に関するもの 2件

遵守事項に関するもの 1件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移

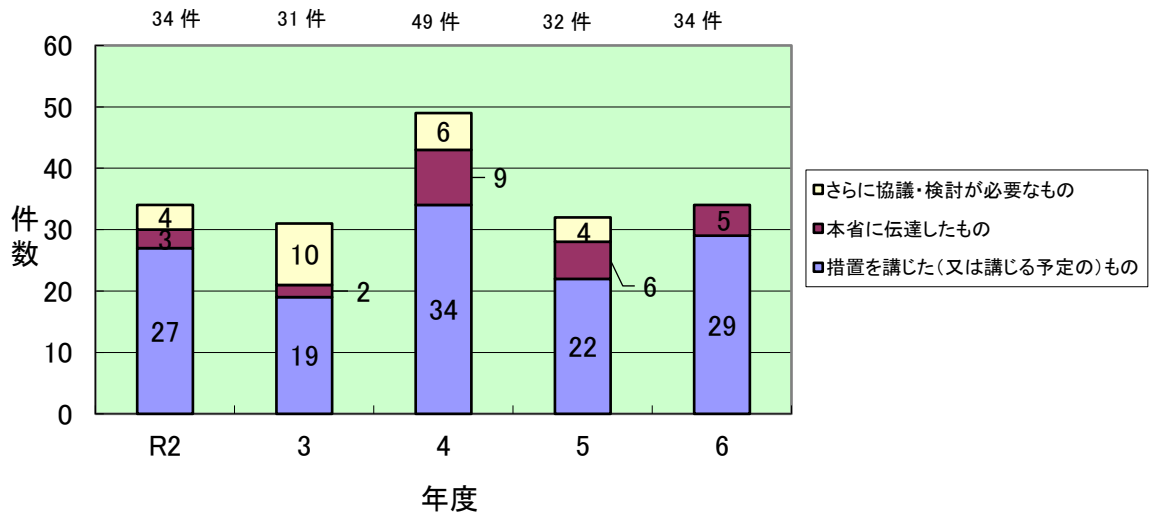


9 矯正処遇の実施等に関する意見 34件
拘禁刑の導入に関する意見が多く見られた。

※ 主な意見

矯正処遇の実施全般等全般に関するもの 10件
作業に関するもの 6件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移

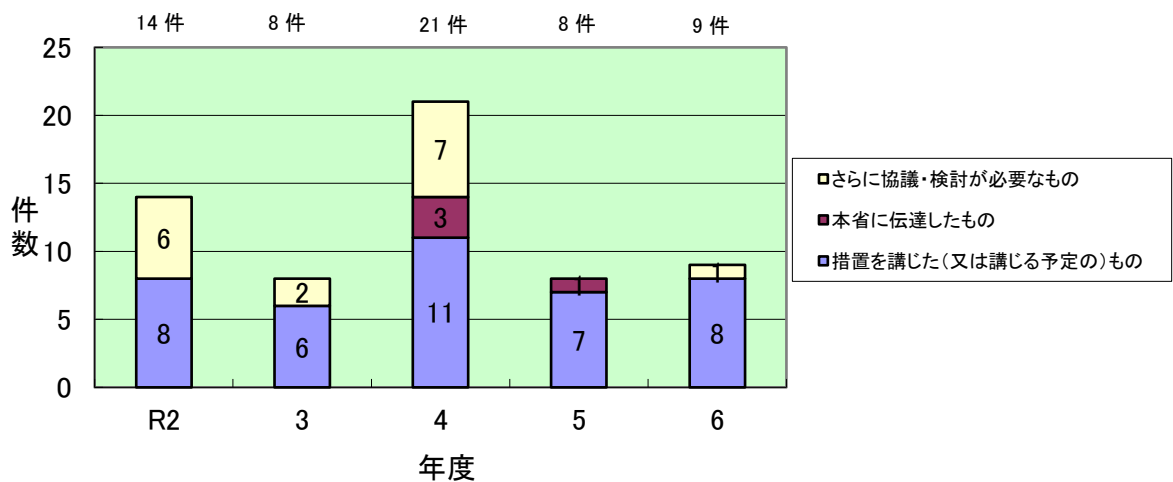


10 外部交通に関する意見 9件
信書の発受などに関するもの意見が多く見られた。

※ 主な意見

信書の発受に関するもの 5件
面会に関するもの 3件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳の5年間の推移



- (注) 1 講じた措置の内訳については、各刑事施設から法務本省に報告されたものを集計したものであり、報告時以降の施設における検討により変更されることもある。
- 2 「施設限りで対応できず、上級官庁に報告したもの」については、法務本省において予算要求の参考にするなどしている。
- 3 委員会の提出意見及び刑事施設の長が講じた措置などの内容は、別添資料「各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表」を参照。